

# 月別落札率（単純平均）の推移（国土交通省直轄工事）

国土交通省資料

(%)

99

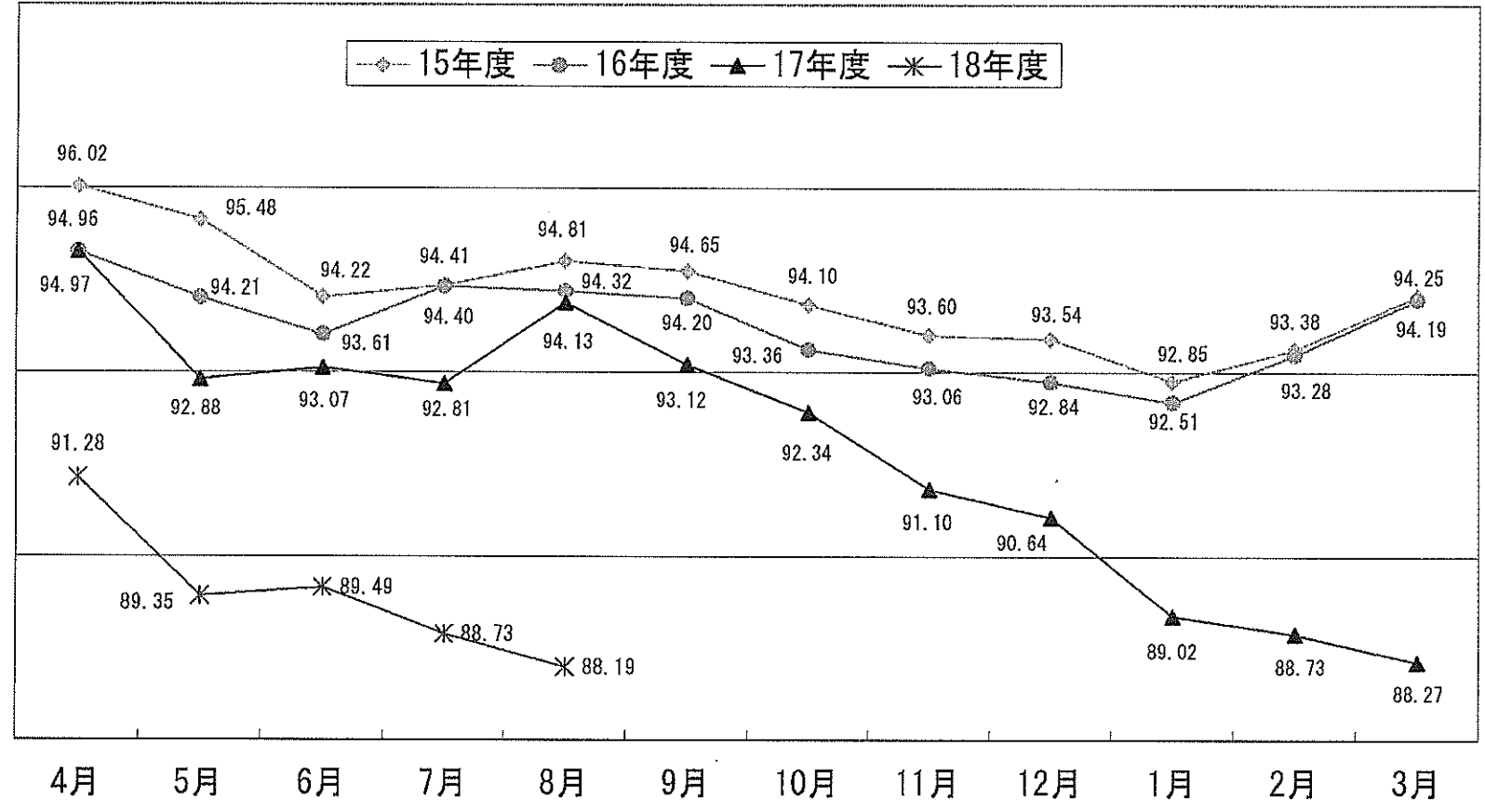
96

93

90

87

◆ 15年度 ● 16年度 ▲ 17年度 ＊ 18年度



注1) 落札率は、8地方整備局(港湾空港関係を除く。ただし、平成18年6月以降は港湾空港関係も含む。)の集計値である。  
 注2) 契約金額100百万円未満の工事を除く。  
 注3) 国土交通省のデータより財務省作成。

都道府県・政令指定都市別 平均落札率

都道府県	H14(02)年度	H15(03)年度	H16(04)年度	H17(05)年度	政令指定都市	H14(02)年度	H15(03)年度	H16(04)年度	H17(05)年度
北海道	97.1%	97.0%	96.7%	94.7%	札幌市	94.3%	95.2%	95.7%	93.7%
青森県	95.6%	92.8%	95.4%	92.9%	仙台市	95.2%	93.4%	91.8%	86.0%
秋田県	95.7%	95.7%	93.4%	89.2%	さいたま市	97.7%	95.6%	97.7%	96.7%
岩手県	93.8%	93.4%	92.0%	87.3%	千葉市	88.2%	90.5%	93.2%	91.2%
山形県	93.7%	94.5%	92.1%	92.8%	川崎市	94.6%	95.9%	94.2%	89.4%
福島県	97.2%	96.4%	95.3%	94.2%	横浜市	95.5%	94.9%	84.5%	87.6%
宮城県	86.8%	81.8%	78.6%	74.9%	静岡市	—	—	86.3%	86.2%
栃木県	97.3%	95.3%	97.0%	90.8%	名古屋市	95.9%	94.3%	95.6%	94.1%
茨城県	95.2%	94.9%	93.4%	89.2%	京都市	95.8%	78.4%	92.5%	93.0%
群馬県	96.3%	96.4%	92.9%	91.2%	大阪市	95.9%	94.2%	95.2%	93.9%
新潟県	98.1%	94.4%	94.6%	92.6%	堺市	—	—	—	86.9%
埼玉県	95.5%	90.7%	96.2%	94.4%	神戸市	96.5%	96.7%	95.0%	89.7%
千葉県	95.8%	93.4%	95.3%	94.0%	広島市	96.7%	92.5%	88.1%	90.2%
東京都	96.2%	93.7%	94.9%	92.0%	福岡市	94.6%	92.8%	91.3%	91.8%
神奈川県	94.7%	93.8%	92.3%	84.8%	北九州市	94.2%	94.0%	92.7%	90.1%
山梨県	96.0%	97.0%	97.0%	89.8%					
長野県	92.8%	75.6%	83.1%	74.8%					
岐阜県	95.5%	95.2%	94.4%	91.9%					
静岡県	93.5%	95.9%	93.8%	89.4%					
愛知県	96.2%	95.8%	94.2%	94.5%					
三重県	93.8%	93.5%	92.6%	91.1%					
富山県	97.1%	97.5%	95.1%	76.9%					
石川県	97.6%	97.2%	94.9%	92.3%					
福井県	96.5%	97.0%	95.1%	94.6%					
滋賀県	92.1%	92.9%	83.9%	88.0%					
奈良県	97.0%	97.0%	95.3%	94.1%					
京都府	93.6%	94.1%	92.3%	85.1%					
大阪府	93.4%	94.8%	94.6%	92.9%					
和歌山県	95.8%	93.6%	95.5%	90.7%					
兵庫県	92.4%	91.7%	92.0%	90.6%					
岡山県	96.2%	90.0%	92.2%	94.2%					
鳥取県	93.4%	88.3%	92.0%	87.5%					
島根県	98.0%	98.2%	96.7%	94.6%					
広島県	95.8%	95.3%	93.7%	94.2%					
山口県	96.4%	95.1%	95.6%	93.1%					
香川県	92.6%	96.1%	91.5%	93.2%					
徳島県	94.9%	94.3%	93.5%	91.3%					
愛媛県	95.0%	94.1%	93.6%	88.4%					
高知県	91.8%	90.3%	94.5%	89.4%					
福岡県	94.8%	94.1%	94.6%	92.1%					
佐賀県	96.0%	95.4%	95.8%	94.2%					
長崎県	93.2%	89.5%	89.5%	87.3%					
大分県	96.2%	88.6%	87.0%	85.9%					
熊本県	98.0%	97.4%	98.0%	95.4%					
宮崎県	96.0%	96.4%	95.7%	95.8%					
鹿児島県	98.2%	96.8%	95.2%	94.6%					
沖縄県	97.5%	96.5%	96.4%	85.7%					

※全国市民オンブズマン連絡会議調べ

※落札率：予定価格1億円以上の工事（東京都は3億円以上、神奈川県は1.5億円以上）

## 平成17年度国・地方公共団体公共事業コスト縮減実績

		縮減率	
工事コスト の縮減	国	7.3%	
	地方公共団体	都道府県	5.8%
		政令指定都市	5.7%
		小計	5.8%
その他	国	2.8%	
	地方公共団体	都道府県	0.4%
		政令指定都市	0.3%
		小計	0.4%
間接的な効果	国	△0.5%	
	地方公共団体	△0.5%	
合計 (総合コスト縮減率)	国	9.6%	
	地方公共団体	5.7%	

(注) 地方公共団体の数値は、平成18年9月1日現在で報告のあった団体（平成14年度を基準年度とした団体に限る）の数値をとりまとめたもの。

## 経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2006（抄）

（平成18年7月7日 閣議決定）

### 第3章 財政健全化への取組

#### 1. 歳出・歳入一体改革に向けた取組

##### （4）第Ⅱ期目標の達成に向けて

##### ② 歳出改革

##### ii. 各分野における歳出改革の具体的内容

（別紙）

<p>文教</p>	<p>○ 文教予算については、子どもの数の減少及び教員の給与構造改革を反映しつつ、以下の削減方策を実施することにより、これまで以上の削減努力を行う。</p> <p>○ これにより、今後5年間、人件費を除く国（一般会計）の予算について、名目値で対前年度比+0.1%（年率）以下に抑制することを基本とするが、今後、賃金・物価の上昇等によりこうした歳出抑制ペースをそのまま適用することが困難な場合が生じた場合には、経済成長との関係を勘案したこれまでの実質的な歳出削減のペースを維持するなかで、必要な配慮を行うこととする。</p> <p>① 義務教育費国庫負担金について以下の見直しを行う。</p> <p>ア）教職員の定数については、子どもの数に応じた削減を行うこととし、具体的には、今後5年間で1万人程度の純減を確保する。</p> <p>イ）地方公務員の給与構造改革や地方における民間給与水準への準拠を徹底させる。</p> <p>ウ）人材確保法に基づく優遇措置を縮減するとともに、メリハリを付けた教員給与体系を検討する。その結果を退職手当等にも反映させる。</p> <p>② 国立大学運営費交付金について、効率化ルールを徹底し、各年度の予算額を名目値で対前年度比▲1%（年率）とする。</p> <p>③ 私学助成予算について以下の見直しを行う。</p> <p>定員割れ私学については、助成額の更なる削減など経営効率化を促す仕組みを一層強化するとともに、学生数の減少に応じた削減を行うことにより、施設整備に対する補助を含めた各年度の予算額を名目値で対前年度比▲1%（年率）とすることを基本とする。</p> <p>④ 教科書予算について以下の見直しを行う。</p> <p>教科書に係る製造・供給コストは一層縮減を図る。特に供給コストについては供給体制の在り方を含め、一層の効率化を行う。</p> <p>⑤ 奨学金予算について以下の見直しを行う。</p> <p>ア）回収強化につき、債務保証等債権管理の在り方を含め、抜本的な施策を講じ、国民負担を最小化する。</p> <p>イ）3%の貸付上限金利について、教育政策の観点等から、見直しを検討する。</p>
-----------	---

# 一般行政職と教員の給与比較

(平成13～17年度における5年間平均ベース)  
(2001～2005)

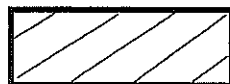
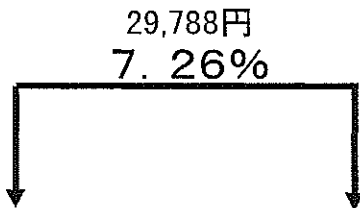
一般行政職 給与月額 399,128円

本給 358,399円	時間外勤務手当 28,944円	職務給的 手当 10,892円	能率給的 手当 893円
----------------	--------------------	-----------------------	--------------------

教員 給与月額 410,451円

本給 374,495円	(16,096円)	教職調整額 14,322円	義務教育等教 員特別手当 13,692円	職務給的 手当 7,931円
----------------	-----------	------------------	----------------------------	----------------------

11,323円  
2.76%



教員の優遇分

能率給的  
手当  
11円

予算執行調査のポイント 私立大学等経常費補助(定員割れ私大等への助成等)

1. 調査結果のポイント

○ 現在、補助金の交付を受けている私立大学の31%が定員割れであり、これらの大学に対し一般補助626億円、特別補助も含めれば807億円の補助金が交付されている(平成16年度)。

これらの定員割れ大学は、定員充足大学に比べ私学助成に依存する割合が高い(17.3%)。それだけ厚く補助金を交付しているにもかかわらず、平成12年度から状況が改善しているかをみると、

- ・収容定員充足率は、75%の大学で悪化、
- ・経営状況は、66%の大学で悪化、
- ・にもかかわらず(大学が自主的に変更できる)定員の推移をみると、半数以上の54%の大学が定員増ないし定員数を維持している。
- ・更に、収容定員充足率が75%を下回る大学に着目すれば、平成12年度から学生数が▲35%減少しているにもかかわらず、定員数は▲5%、助成額は▲8%の減少にとどまっている。

もちろん個別の事例をみれば、健全な経営を行う大学、経営改善に積極的に取り組む大学もあるが、マクロで見ると、定員割れ私大は私学助成に依存する割合が高い一方、経営改善の効果・努力が認められない状況である。

また、現行の配分方式では、当該単年度のデータのみを基とするが、例えば定員割れの状況が継続している、経営改善努力の有無といった中期的なトレンド、取組みといった要素を加味すべきと考える。

○ 一般補助と特別補助については、近年、一律の機関補助的な一般補助よりも、より競争的に助成を競い合う特別補助を重視するとの観点から、予算上も特別補助を手厚く措置してきた。

しかしながら、結果をみるとほとんど全ての大学に何らかの形で特別補助が入っており、特別補助金額の6割が概ね半数以上の大学を対象としたプログラムに配分され、中には8割以上の大学が同一の特別補助プログラムの助成を受けるなど、特別補助と一般補助の境界が曖昧となっている。

また、学生数百人程度の大学と数万人の大学では必要とする助成方法も各々異なると考えられるにもかかわらず、同一のカテゴリーで助成額を計算することは効率的な配分と言えるか疑問がある。

2. 今後の方向性

○ 今後、18歳人口が5年間で約11%減少することが見込まれるなど、私大を取り巻く経営環境は一層悪化することが想定される。私大経営についてはこれまで以上に改善努力を促すインセンティブの付与が必要であり、現在私学事業団等でも検討が行われているが、私学助成の配分方式も経営改善を促す観点から見直しを行うべきである。

また、限られた私学助成資金をより有効に活用するため、一般補助と特別補助の役割分担をより明確にするべきである。

○ 以上の観点から私学助成の配分方式の見直しを行い、平成19年度予算編成過程において具体的な検討を行う必要がある。具体的には以下の方策が考えられる。

- ① 定員割れ校への補助金交付額を一層削減するよう調整係数を見直す。
- ② 数年間定員割れの状況が継続する、或いは経営状況の改善が見られない大学については、助成額の更なる減額・停止等を行う。
- ③ 他方で、経営改善を行う大学で、その改善計画が合理的である場合には、合理化に伴う助成額減額を一定程度・一定期間猶予する等のメリットを付与する。(例えば、学部の整理・統廃合等による経営合理化を行う場合、現行算定方式では、廃止する学部分の補助金は削減される一方、新設学部分には一定期間補助金が交付されず、トータルとして補助金が減額されるケースも出てくる。)
- ④ 競争的なメリハリ付けを行うとの特別補助の趣旨に鑑み、大半の大学に配分されるようなプログラムは廃止し、真に先進的・意欲的な取組みのみを対象とするよう、交付要件の見直しを行う。
- ⑤ 大学の規模等に応じ、一般補助と特別補助の組み合わせに一定のパターンを設ける。

いずれにせよ、私学助成という形で公費が投入されている以上、それが有効な形で活用されているかにつき、今回のような検証が様々な形で行われるためにも、助成内容、助成を受ける大学についての一層の情報公開が求められる。

(2006)

(2016)

## 奨学金事業に係る一般会計負担額の将来推計（平成18年度～平成28年度）

（単位：億円）

区 分	平成18年度 (2006)	平成19年度 (2007)	平成20年度 (2008)	平成21年度 (2009)	平成22年度 (2010)	平成23年度 (2011)	平成24年度 (2012)	平成25年度 (2013)	平成26年度 (2014)	平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	
事業費合計 (A+C)	7,809.8	7,980.4	8,084.3	8,121.7	8,149.0	8,176.6	8,188.4	8,200.3	8,212.2	8,224.0	8,235.9	
無利子貸与	事業費総額 (A)	2,531.4	2,490.0	2,500.7	2,512.9	2,524.7	2,536.6	2,548.5	2,560.3	2,572.2	2,584.0	2,595.9
	財源											
	政府貸付金 (B)	813.4	840.2	800.9	758.4	733.5	711.8	682.1	669.1	665.8	664.0	662.6
	返還金充当額	1,718.0	1,649.8	1,699.8	1,754.5	1,791.3	1,824.8	1,866.4	1,891.2	1,906.4	1,920.0	1,933.3
有利子貸与	事業費総額 (C)	5,278.4	5,490.4	5,583.5	5,608.9	5,624.3	5,640.0	5,640.0	5,640.0	5,640.0	5,640.0	5,640.0
	財源											
	財政融資資金	3,473.0	3,473.0	3,473.0	3,473.0	3,473.0	3,473.0	3,473.0	3,473.0	3,473.0	3,473.0	3,473.0
	財投機関債	1,170.0	2,084.0	2,107.0	2,151.0	2,196.0	2,185.0	2,863.0	2,775.0	2,746.0	2,727.0	2,667.0
	返還金充当額	635.4	△ 66.6	3.5	△ 15.1	△ 44.7	△ 18.0	△ 696.0	△ 608.0	△ 579.0	△ 560.0	△ 500.0
	[利子補給金] (D)	113.9	168.6 (248.2)	248.6 +47.2%	317.9	392.8	476.5	551.8	611.5	649.9	667.2	694.3
	返還免除等補助金 (E)	17.1	24.7	31.6	44.9	53.5	61.5	69.1	76.1	82.7	88.7	94.4
内訳	返還免除補填金	1.8	2.4	2.9	3.4	3.9	4.4	4.9	5.3	5.7	6.1	6.4
	回収不能債権補填金	15.3	22.4	28.7	41.5	49.6	57.1	64.2	70.8	77.0	82.6	87.9
一般会計負担額 (B+D+E)	944.3	1,033.6	1,081.1	1,121.1	1,179.8	1,249.9	1,303.0	1,356.8	1,398.4	1,420.0	1,451.3	

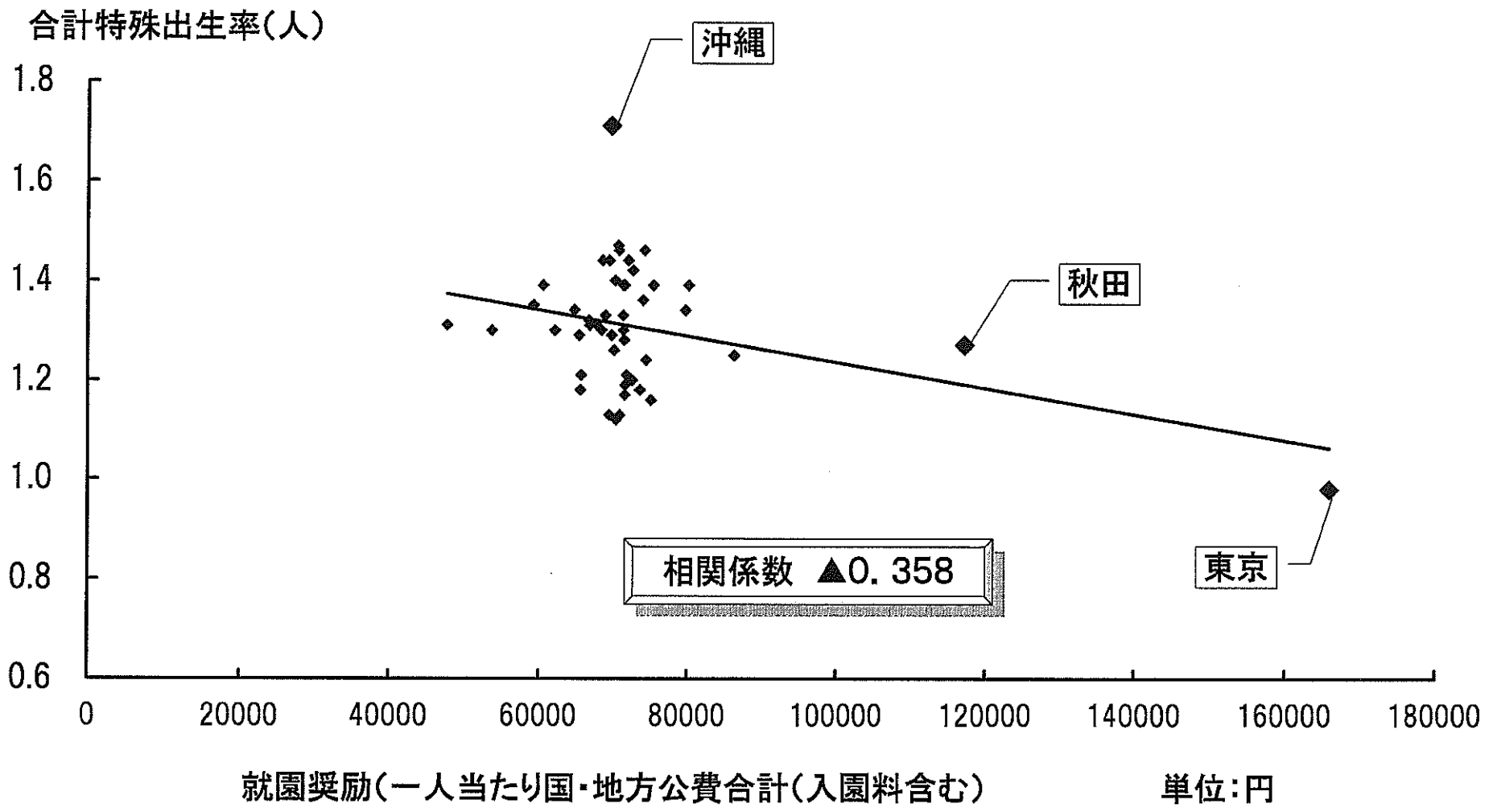
注1：有利子貸与の返還金充当額における△は、返還金より償還額が大きかったため。

注2：高等学校等奨学金事業交付金を除く。

## 【推計の前提条件】

- ・事業規模、返還金充当額、政府貸付金、財政融資資金、財投機関債及び返還免除等補助金については、平成18年度と同様の考え方を基本としている（事業規模は拡大しないとの前提）。
- ・利子補給金については、財政融資資金の金利を19年度 1.8%、20年度 2.2%、21年度 2.7%、22年度 3.1%、23年度 3.4%、24年度以降 3.3%で推計している。
- ・19年度利子補給金の下段括弧書きについては、金利を1.8%→2.9%、事業規模を19年度要求ベースとして計算したものである。

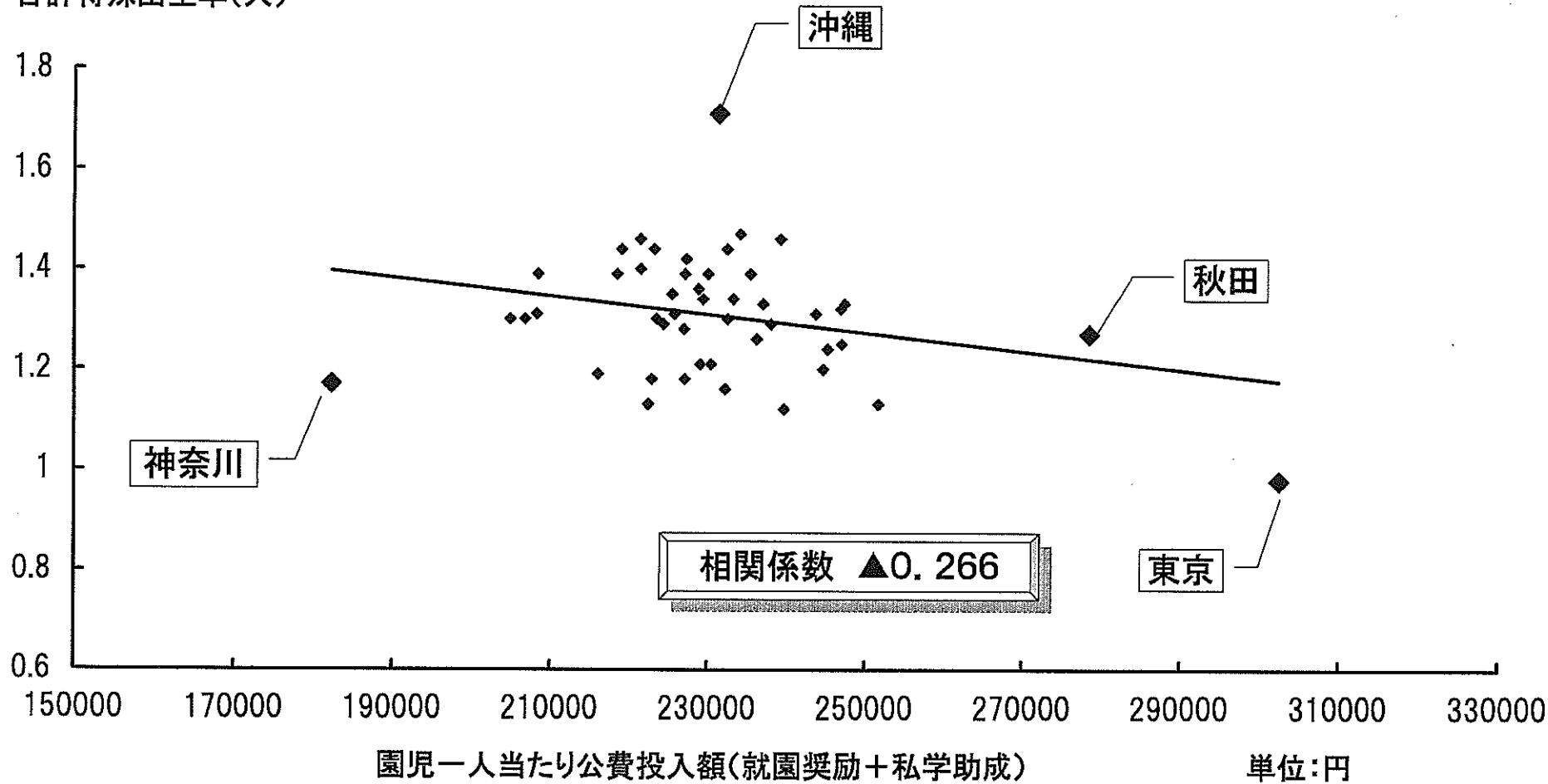
都道府県別の受給者一人当たり就園奨励補助と合計特殊出生率との相関は、ある程度の負の相関関係(相関係数 ▲0.358)。





都道府県別の受給者一人当たり公費投入額(幼稚園就園奨励補助+私立高校等経常費助成)と合計特殊出生率との相関は、弱い負の相関関係(相関係数 ▲0.266)。

合計特殊出生率(人)



一般歳出、科学技術関係経費と科学技術振興費の推移

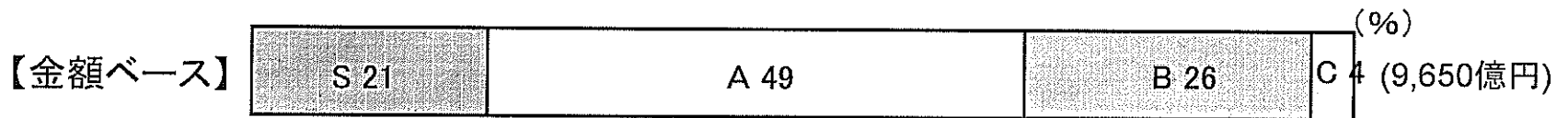
(単位：億円、%)

年 度	一 般 歳 出		科学技術関係経費		科学技術振興費		科 振 費 の 一般歳出比
	(当初予算)	伸 率	(当初予算)	伸 率	(当初予算)	伸 率	
元	340,805	3.3	18,152	5.8	4,487	7.5	1.3
2	353,731	3.8	19,209	5.8	4,760	6.1	1.3
3	370,365	4.7	20,226	5.3	5,080	6.7	1.4
4	386,988	4.5	21,347	5.5	5,487	8.0	1.4
5	399,168	3.1	22,663	6.2	5,954	8.5	1.5
6	408,548	2.3	23,585	4.1	6,373	7.0	1.6
7	421,417	3.1	24,995	6.0	6,856	7.6	1.6
8	431,409	2.4	28,105	—	7,600	10.8	1.8
9	438,067	1.5	30,026	6.8	8,506	11.9	1.9
10	445,362	1.7	30,322	1.0	8,930	5.0	2.0
11	468,878	5.3	31,567	4.1	9,583	7.3	2.0
12	480,914	2.6	32,860	4.1	10,328	7.8	2.1
第1期基本計画		約17兆円		実績17.6兆円			
13	486,589	1.2	34,685	—	11,208	8.5	2.3
14	475,472	△2.3	35,444	2.2	11,832	5.6	2.5
15	475,922	0.1	35,974	1.5	12,298	3.9	2.6
16	476,320	0.1	36,084	0.3	12,841	4.4	2.7
17	472,829	△0.7	35,779	△0.8	13,170	2.6	2.8
第2期基本計画		約24兆円		実績21.1兆円			
18	463,660	△1.9	35,733	△0.1	13,312	1.1	2.9
第3期基本計画		約25兆円					

- (注) 1. 平成10年度以降の「一般歳出」は産業投資特別会計繰入れを含めたベース。  
 2. 科学技術関係経費は、科学技術振興に寄与するものとして文部科学省が独自に集計しているもので、平成18年度については速報値。  
 3. 科学技術関係経費については、科学技術基本計画の策定に伴い、平成8年度及び平成13年度以降対象経費の範囲が見直されている。  
 4. 科学技術振興費は、主として科学技術振興を図るために必要なものとして一般会計に計上される経費。  
 5. 計画には、補正予算等を含んでいる。

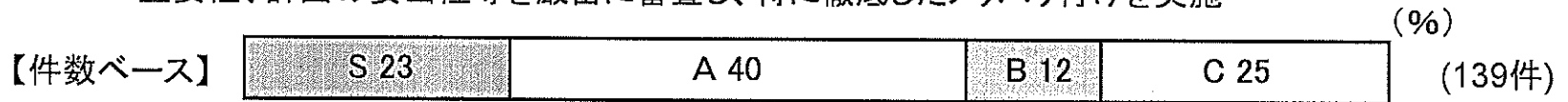
# 優先順位付け(SABC)結果概要

## 全体の結果

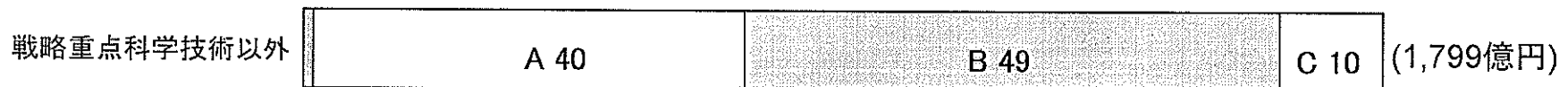
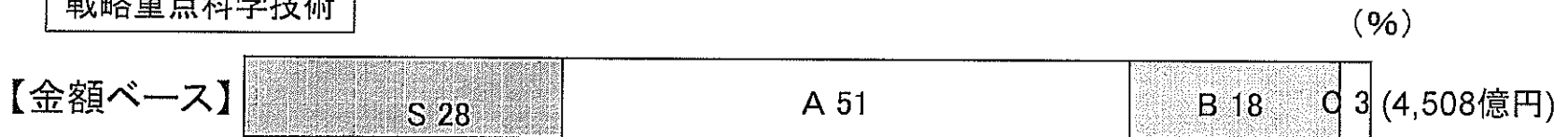


## うち新規施策

重要性、計画の妥当性等を厳密に審査し、特に徹底したメリハリ付けを実施



## 戦略重点科学技術



S 1

## 科学研究費補助金のうち研究成果公開促進費

### 【調査概要】

研究成果公開促進費（17年予算 科研費1,880億円のうち3,382百万円）

17年度研究成果公開促進費（交付額ベース） 3,050百万円

内 訳	交付金額	採択件数
1. 研究成果公開発表	289百万円	(130件)
2. 学術定期刊行物	911百万円	(156件)
3. 学術図書	668百万円	(346件)
4. データベース作成	1,183百万円	(158件)

うち、今回の調査対象 731百万円

内 訳	交付金額	採択件数
2. 学術定期刊行物	303百万円	(11件)
4. データベース作成	428百万円	(36件)

いずれも独立行政法人日本学術振興会が交付

### 【調査の視点】

- |                 |          |
|-----------------|----------|
| 1. 計画と実績の乖離     | 2. コスト削減 |
| 3. 補助金の契約及び管理状況 | 4. 監査体制  |

### 【調査結果及びその分析】

#### 1. 計画と実績の乖離事例

- ① 「データベース作成」の消耗品費で iPod、シュレッダー、実験器具等、データベースと関連性の薄い品目を購入した事例。
- ② 「データベース作成」の謝金申請額の7割を消耗品費へ流用した事例。
- ③ 「データベース作成」の実績額の63%が消耗品購入に充てられていた事例。  
★ 現行の実績報告では支出費目明細及び経費流用の精査が行われておらず、申請と実績における審査が不十分。

#### 2. コスト削減、効率化の検証

- ① 「学術定期刊行物」でのバックナンバー等在庫見積もりが過剰（在庫分の9割が結果的に不用）。
- ② 「バックナンバー」在庫は、殆ど使用されないまま数年間保管の後に廃棄。  
★ 前年度の会員数の減少等を考慮しない申請部数があるまま採用されているなど、当初計画時点での積算根拠に適正を欠いている。

#### 3. 契約及び管理状況

- ① 「学術定期刊行物」の直接出版費は、調査対象11件全てが随意契約。特定業者に集中。作成単価及び在庫保管費用を比較すると他社よりコスト高。
- ② 「データベース作成」では、調査対象36件中、33件が随意契約。データ入力単価は1単位あたり最低2円、最高11,593円（平均1,469円）と5,797倍の開き。また、随意契約での平均単価は1,591円であるのに対し、競争入札の3件では平均129円と12倍の開き。
- ③ 「データベース作成」の入力謝金について、謝金単価は各大学の規程を準用しているが、実際の出勤状況の裏付けとなる資料がないまま支払った事例があるなど、適正管理上の問題。
- ④ 調査先47件のうち、専用口座から支出を行っているのは12件のみ。35件では補助金受給だけは専用口座だが、事業途中で大学の支払口座へ振替。また、専用口座を事業終了後に解約していないものが12件。うち1件については、自己資金が混在する個人管理口座として使用。

#### 4. 監査体制

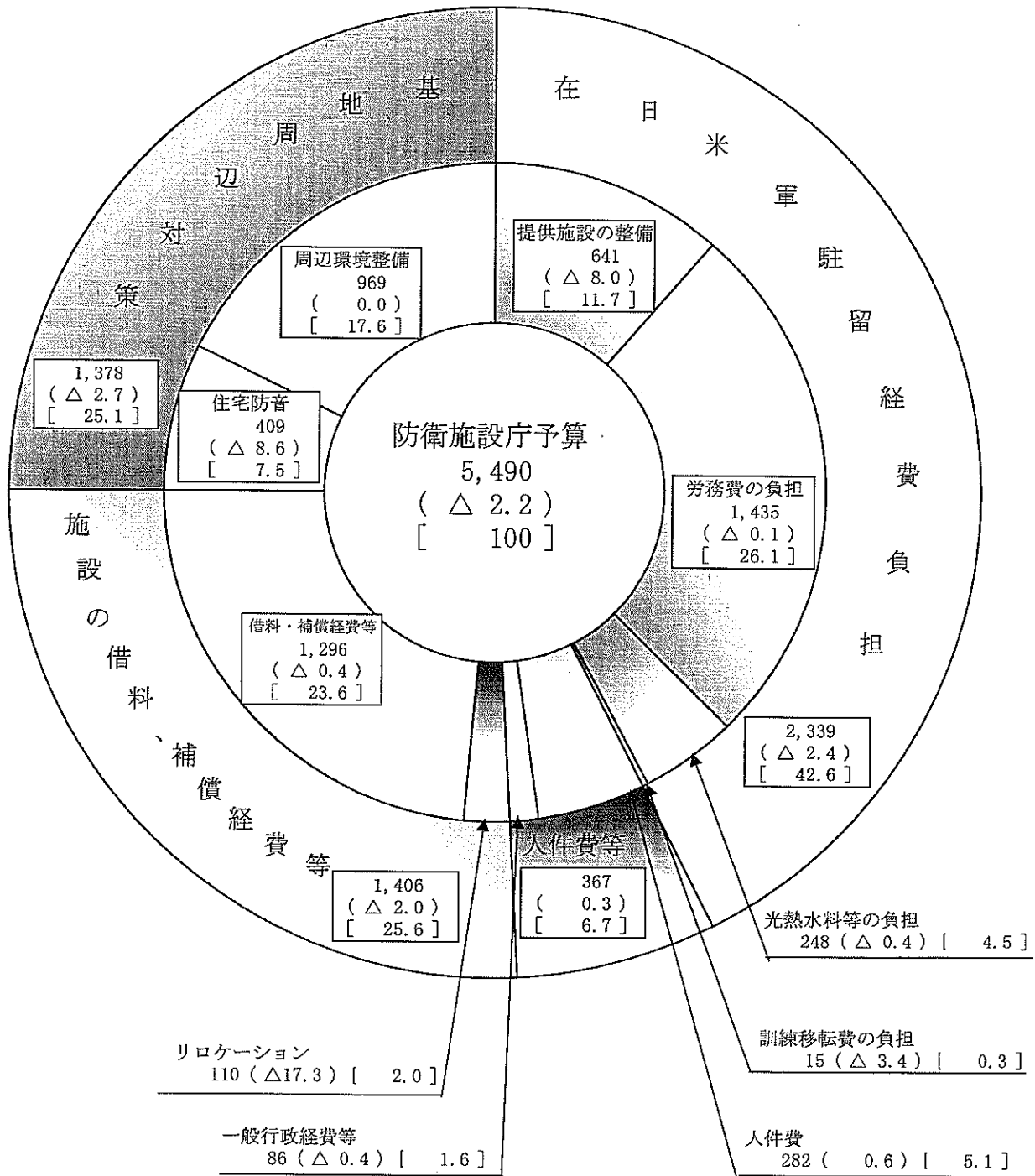
全ての調査先において、補助金としての個別の監査を受けた実績はない。現状では監査が行なわれたとしても、大学全体や学会全体の監査の中で、包括的に監査を受けるにとどまっている。

## 防衛関係費の構造

	人件・糧食費 <small>隊員の給与、退職金、営内での食事等</small>	歳出化経費 <small>前年度以前の契約に基づき、当年度に支払われる経費(戦車、護衛艦、戦闘機など)</small>	一般物件費 <small>・ 装備品の修理、油購入等の活動経費 ・ 基地周辺対策費 ・ 在日米軍駐留経費負担 など</small>	
(2006) 18'	2兆1,337億円 (44.3%)	1兆7,542億円 (36.5%)	9,260億円 (19.2%)	防衛関係費総額 [4兆8,139億円] (対前年度 △424億円、△0.9%)
(2005) 17'	2兆1,562億円 (44.4%)	1兆7,478億円 (36.0%)	9,523億円 (19.6%)	[4兆8,564億円] (対前年度 △466億円、△1.0%)
(2004) 16'	2兆1,654億円 (44.1%)	1兆7,638億円 (36.0%)	9,738億円 (19.9%)	[4兆9,030億円] (対前年度 △500億円、△1.0%)
(2003) 15'	2兆2,188億円 (44.8%)	1兆8,010億円 (36.4%)	9,332億円 (18.8%)	[4兆9,530億円] (対前年度 △30億円、△0.1%)

平成18年度予算の内訳

凡例  
 単位：億円  
 ( )：対前年度伸率 %  
 [ ]：構成比 %



## 外務省 平成19(2007)年度機構・定員要求のポイント

外務省は、平成19(2007)年度機構・定員について、

- ・外交ネットワークが未だ十分でないこと（諸外国に比べ、大使館の数が著しく少ない）、
- ・外交・領事業務が急増していること、
- ・「骨太の方針2006」（H18.7.7）においては、「政府の対外的機能を在外公館等を通じて充実させる」とあること

などを背景に以下を要求。

### 外交実施体制の強化(機構・定員)

- ・外交力強化に必要な定員要求（増員312名）  
（今後10年間で定員2000人増を目指す。）
- ・在外公館の増強(新規10公館、移転1公館)

[新規]

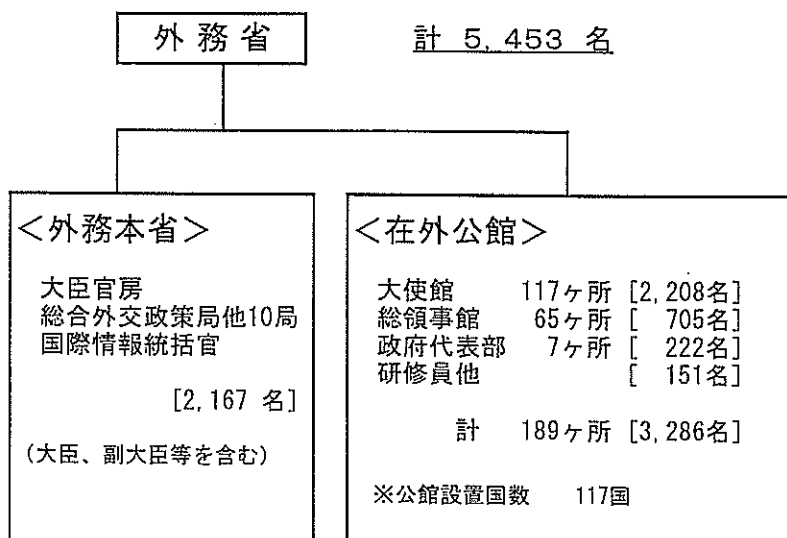
- ＜大使館＞ 欧州：リトアニア、ボスニア・ヘルツェゴビナ、タジキスタン  
アフリカ：マラウィ、ボツワナ、モーリタニア、マリ  
大洋州：ミクロネシア
- ＜総領事館＞ 青島(中国)、バンガロール(インド)

[移転]

在ナッシュビル総領事館(米国)[在ニューオリンズ総領事館の廃止]

## 外務省 定員・在外公館設置状況ほか

<平成18(2006)年度現在>



※全世界 190か国中 117か国に大使館

アジア	21か国中	19か国
大洋州	14か国中	4か国
北米	2か国中	2か国
中南米	33か国中	21か国
欧州	52か国中	32か国
中東	15か国中	15か国
アフリカ	53か国中	24か国

※複数の在外公館が設置されている国もある

例. ブラジル(7カ所)(英5、仏5)

ブラジル	ベレン	レシフェ
クリチバ	マナウス	
サンパウロ	リオデジャネイロ	

※ 在外公館には、上記の定員のほか、以下のようなスタッフが配置されている。

専門調査員	225名
派遣員	254名
現地職員	5,173名

※ODA実施等に係る主な組織の職員数

JICA	1,327名
JBIC	869名
国際交流基金	230名

## 外務省 定員要求に係る留意点

### 定員

- ・ 定員管理を開始した昭和42年(1967)以降、行政機関全体の定員が大幅に純減する中で、外務省定員は倍増。  
⇒ 外務省の定員 S46(1971) : 2,746 → H18(2006) : 5,447人
- ・ 我が国の人口千人当たりの国家公務員数は少ない。  
⇒ 行政機関全体に占める外務省職員の割合 : 英・米並み、仏の3倍、独の4割
- ・ 外務省の機構・定員についても、総人件費改革の閣議決定に基づいて検討を行う必要がある。(=仮に外務省の増員を行うのであれば、治安、安全・安心等の増員抑制や他の分野での更なる削減が必要。)
- ・ 外務省定員という形式にとらわれず、在外公館に配置されている専門調査員、派遣員、現地職員等の各種スタッフ等を含め、民間人等を活用すべきとの意見もある。

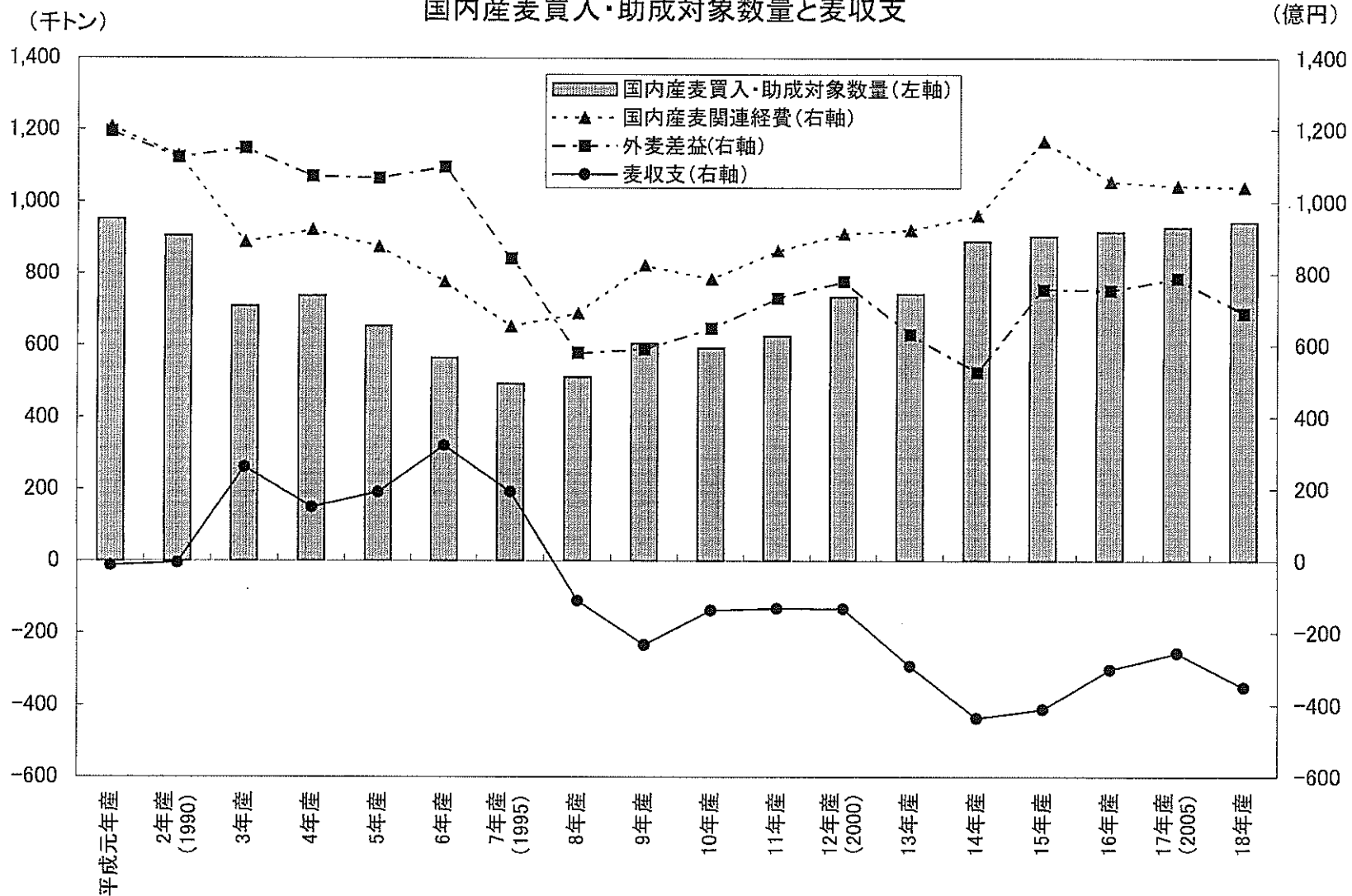
## 外務省 機構要求に係る留意点

### 機構 (在外公館)

- ・ 在外公館については、「今後の行政改革の方針」(H16.12.24)において、「設置時からの状況の変化を受けて必要性の低下したものについて統廃合等を図る」ことを決定。  
2004
- ⇒ 過去20年間、アフリカに係る大使館要求は3館のみ。  
(カメルーン、モザンビーク、アンゴラ → いずれも要求が認められた)
- ⇒ 公館の設置基準について、定量的な指標を基礎とした精査が必要。  
(在留邦人数の減少等が見られる既存公館の扱い。)
- ⇒ 諸外国に比べても多い複数公館(実館)が配置されている国もある。  
既存の公館の見直しが不可欠。  
(例 : ブラジルには7ヶ所の在外公館がある。)



### 国内産麦買入・助成対象数量と麦収支

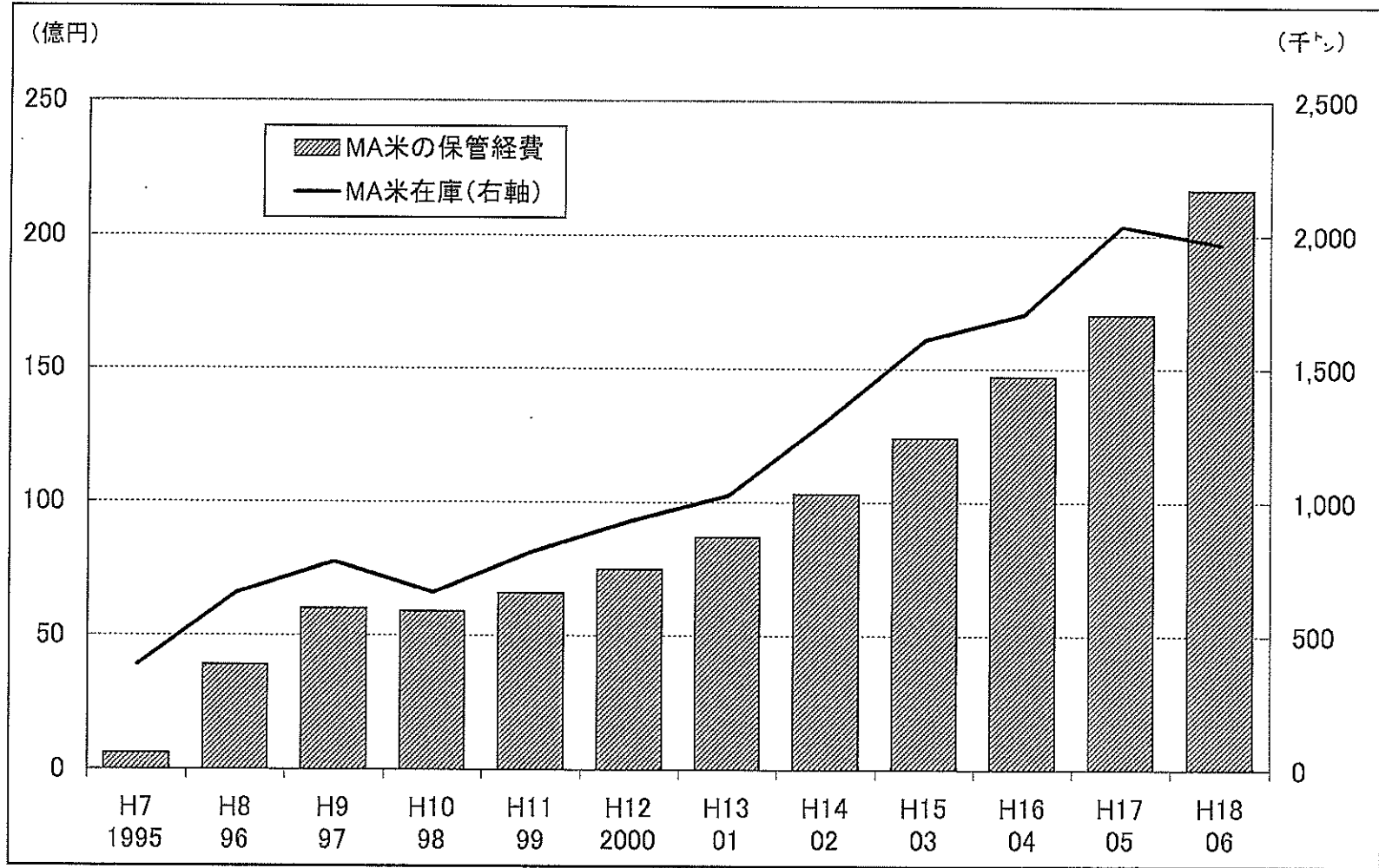


(注1) 17年産までは実績。18年産は予算ベース。

(注2) 国内産麦買入・助成対象数量は、11年産以前は政府買入数量。12年産以降は政府買入数量及び麦作経営安定資金交付対象数量の合計。

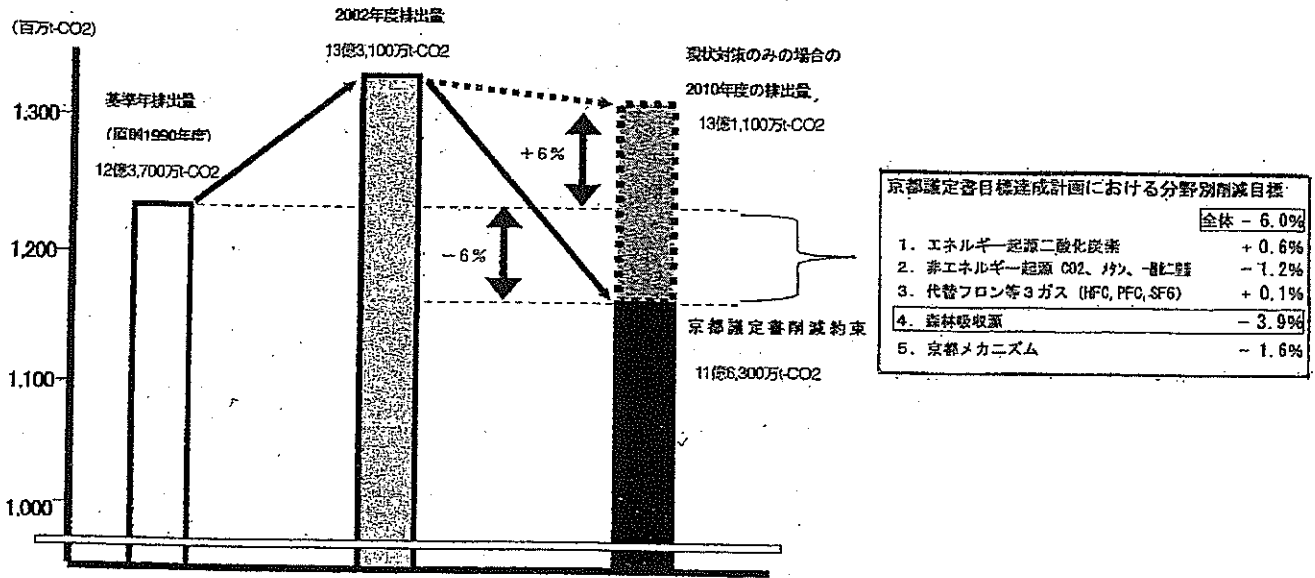
(注3) 国内産麦関連経費は、各年度の食糧管理特別会計国内麦管理勘定における経費。11年産以前は政府買入に伴う売買損益及び管理経費。12年産以降は麦作経営安定資金等。

### ミニマム・アクセス米の在庫量と保管経費の推移



注) MA米在庫は年度末在庫数量。MA米在庫と保管経費については、17(2005)年度までは決算ベース、18(2006)年度は見込みベースである。

京都議定書の6%削減約束と我が国の温室効果ガス排出量



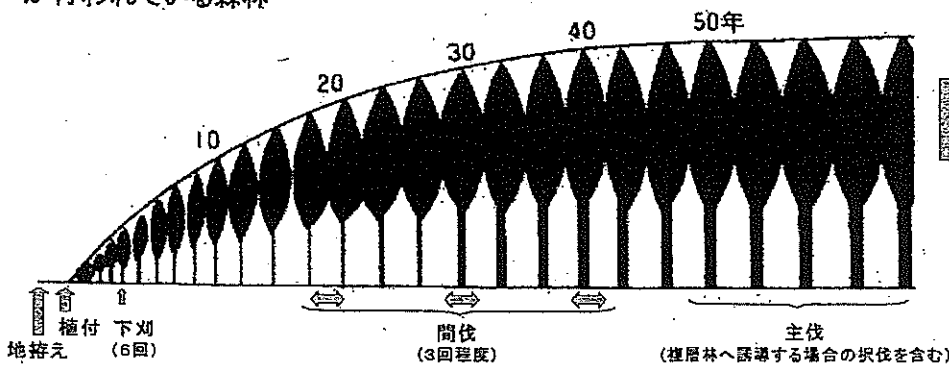
● 森林吸収量に算入するための要件とその対策の方向

<森林吸収量に算入するための要件>

<対策の方向>

育成林

「森林を適切な状態に保つために1990年以降に行われる森林施業(更新(地拵え、地表かきおこし、植栽等)、保育(下刈り、除伐等)、間伐、主伐)」が行われている森林



間伐等の森林整備を推進し、森林経営対象森林の割合を増やす。

天然生林

「法令等に基づく伐採・転用規制等の保護・保全措置」が講じられている森林

保安林指定を推進するとともに、保護・保全措置がとられている天然生林を増やす。

## エネルギー特別会計

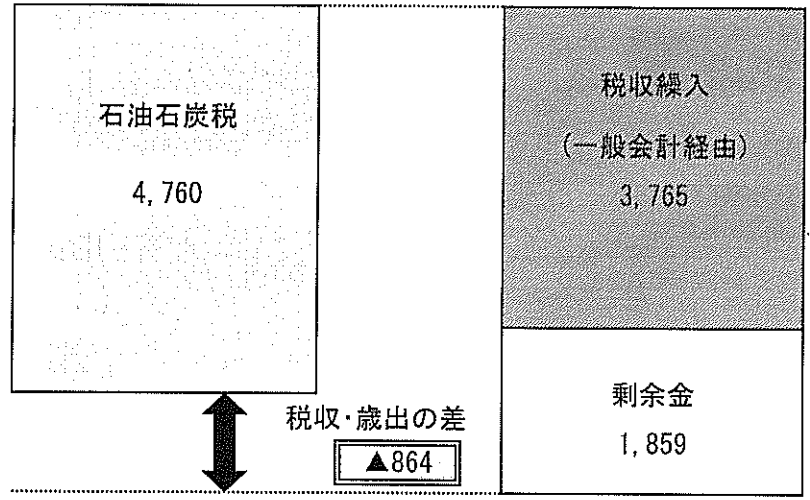
18('06)年度予算

19('07)年度要求 (2特会合計)

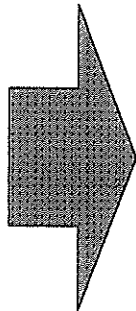
石油特会

税込
4,760
歳出
5,624

税込
8,637
歳出
9,845

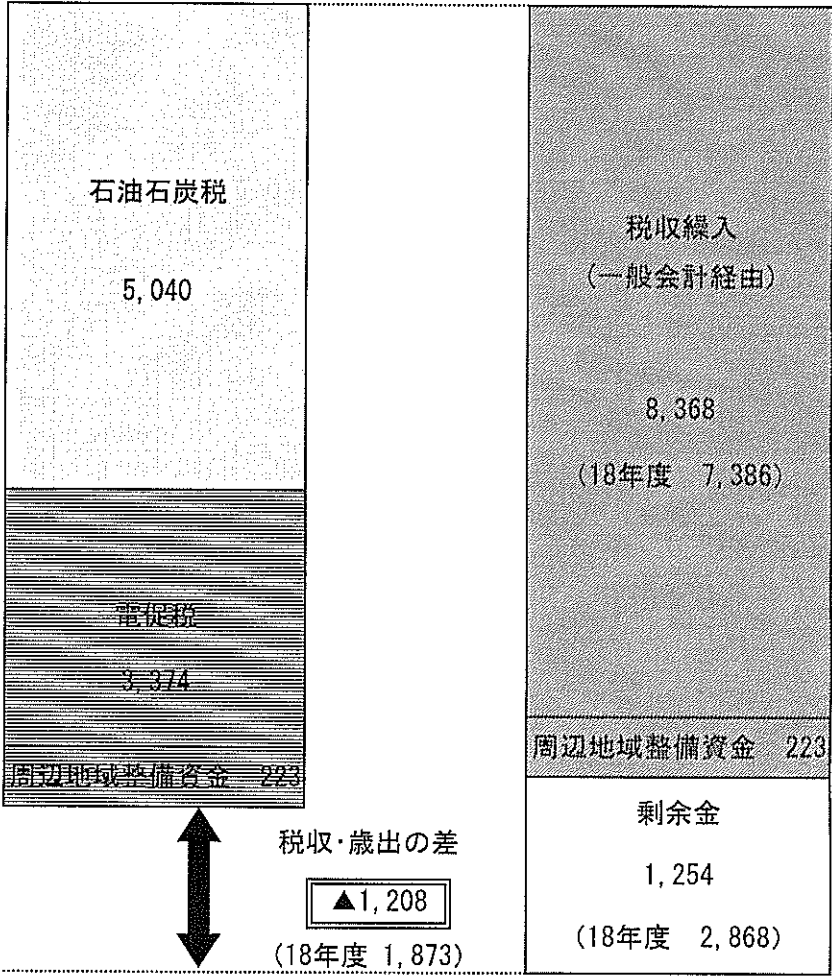
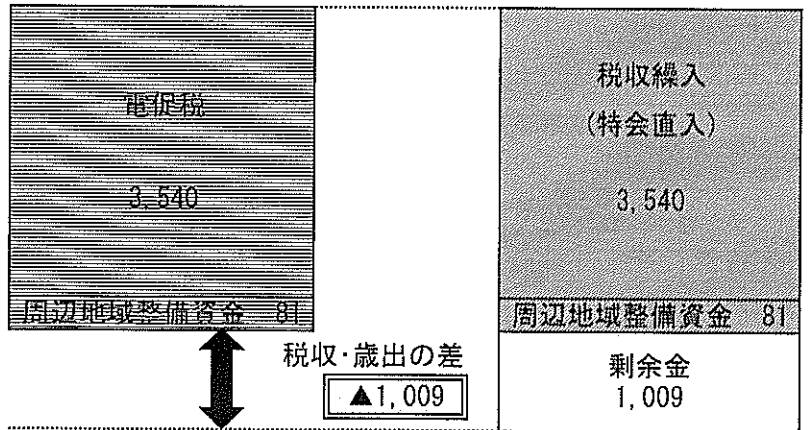


19年度に統合電促税込は特会直入から一般会計経由へ



電源特会

税込
3,621
歳出
4,630 ※



※ 一般会計繰入 595を含む。

(単位：億円)

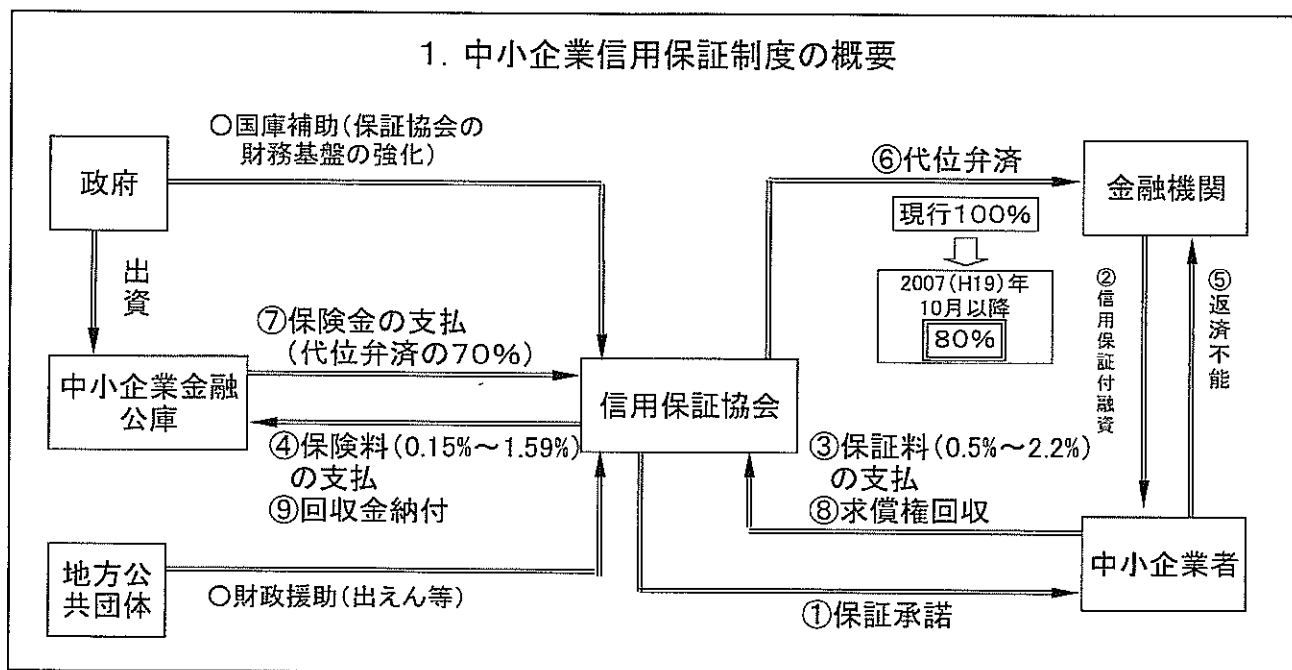
## 特会歳出の予算と決算の推移

(単位:億円)

		13年度 ('01年度)	14年度 ('02年度)	15年度 ('03年度)	16年度 ('04年度)	17年度 ('05年度)	18年度 ('06年度)
石油特会	予算額	6,298	6,195	6,231	6,241	6,315	5,624
	決算額	4,563	4,554	4,879	5,324	5,165	—
電源特会	予算額	4,862	4,927	4,855	5,033	4,492	4,630
	決算額	3,560	3,429	4,027	4,252	3,892	—
合計	予算額	11,160	11,122	11,086	11,274	10,807	10,254
	決算額	8,123	7,983	8,906	9,576	9,057	—

(注) 電源特会の18年度予算額には、一般会計への組入れ額(595億円)を含む。

## 中小企業向け信用保証制度について



(注) 上記の保険料、保険金のおん補率及び保証料は、普通保険に係る保証のケース。保険料、保証料率は、2006(H18)年4月よりリスク考慮型料率体系に変更している。

## 2. 中小企業金融公庫 中小企業信用保険事業に係る収支状況

(単位:億円)

		2001年度 (H13)	2002年度 (H14)	2003年度 (H15)	2004年度 (H16)	2005年度 (H17)	2006年度 (H18)	2007年度 (H19)
保 險 収 支	一 般 分	▲ 2,333	▲ 2,648	▲ 2,006	▲ 1,320	▲ 1,053	▲ 1,253	▲ 1,284
	うちセーフティ ネット保証分	▲ 129	▲ 125	▲ 213	▲ 460	▲ 672	▲ 915	▲ 866
	特 別 分	▲ 3,463	▲ 3,399	▲ 2,318	▲ 1,240	▲ 623	▲ 340	▲ 177
	計	▲ 5,796	▲ 6,048	▲ 4,324	▲ 2,560	▲ 1,676	▲ 1,593	▲ 1,461
そ の 他 収 支 等		▲ 158	▲ 35	227	▲ 1	41	41	▲ 71
損 益		▲ 5,954	▲ 6,083	▲ 4,098	▲ 2,561	▲ 1,635	▲ 1,552	▲ 1,531
保 險 準 備 基 金 残 高		5,754	3,713	592	1,683	954	-	-
【参考】 融 資 基 金 残 高		7,477	7,473	7,468	6,737	6,732	6,499	5,424
破綻金融機関等関連 特別保険等準備基金		718	718	717	717	717	716	704

(注) 1. 2006(H18)年度の計数は8月時点の見込み。2007(H19)年度は要求ベース。  
2. 計数は各々四捨五入による。

(出典) 中小企業庁資料

## 現行の一般保険制度一覧

(単位:億円)

創設年度	保険種別	2005(H17) 付保実績
1958(S33)年度	普通	36,048
1965(S40)年度	特別小口	673
//	無担保	86,520
1971(S46)年度	公害防止	1
1982(S57)年度	エネルギー対策	-
1988(S63)年度	海外投資関係	3
//	新事業開拓	6
1999(H11)年度	特定社債	1,404
2001(H13)年度	売掛金債権担保	868

(出典)中小企業金融公庫資料

## 現行の特例保険制度一覧

(単位:億円)

創設年度	特例	根 拠 法	2005(H17) 付保実績	付保実績累計
1953(S28)年度	災害関係	「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」(昭和37年法律第150号)	15.7	6,212.7
1965(S40)年度	経営安定関連	「中小企業信用保険法」(昭和25年法律第264号)	15,219.0	397,355.3
1991(H3)年度	労働力確保関連	「中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律」(平成3年法律第57号)	2.6	15.4
〃	中小小売商業関連	「中小小売商業振興法」(昭和48年法律第101号)	-	2.6
〃	商店街整備等支援関連		-	-
1992(H4)年度	伝統的工芸品支援関連	「伝統的工芸品産業の振興に関する法律」(昭和49年法律第57号)	-	-
〃	地域伝統芸能等関連	「地域伝統芸能等を活用した行事の実施による観光及び特定地域商工業の振興に関する法律」(平成4年法律第88号)	-	-
1993(H5)年度	特定事業活動等関連	「エネルギー等の使用の合理化及び資源の有効な利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法」(平成5年法律第18号)	-	10.4
〃	エネルギー使用合理化事業活動関連		-	0.4
〃	小規模事業者支援関連		「商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律」(平成5年法律第51号)	-
1997(H9)年度	基盤的技術産業集積関連	「特定産業集積の活性化に関する臨時措置法」(平成9年法律第28号)	5.1	47.9
〃	基盤的技術産業集積活性化支援関連		-	-
〃	中小企業集積関連		0.9	26.6
〃	中小企業集積活性化支援関連		-	-
1998(H10)年度	中心市街地商業等活性化関連	「中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律」(平成10年法律第92号)	-	-
〃	中心市街地商業等活性化支援関連		0.5	0.8
〃	地域新事業創出関連		「旧新事業創出促進法」(平成10年法律第152号)	9.0
〃	特定新技術事業活動関連	「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律」(平成11年法律第18号)	-	1.9
1999(H11)年度	経営革新関連		423.6	2,025.2
〃	経営基盤強化関連		-	1.6
2005(H17)年度	創業等関連		225.4	1,138.3
〃	異分野連携新事業分野開拓関連		4.6	4.6
1999(H11)年度	創業関連	「産業活力再生特別措置法」(平成11年法律第131号)	113.5	519.2
〃	経営資源活用関連		6.9	246.8
2003(H15)年度	経営資源再活用関連		-	2.8
〃	特定中小企業再生支援関連		-	-
〃	周辺地域整備関連	「発電用施設周辺地域整備法」(昭和49年法律第78号)	-	-
〃	下請振興関連	「下請中小企業振興法」(昭和45年法律第145号)	-	-
2005(H17)年度	流通業務総合効率化関連	「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律」(平成17年法律第85号)	-	-
2006(H18)年度	特定研究開発等関連	「中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律」(平成18年法律第33号)	-	-

(出典) 中小企業金融公庫資料



## 破綻金融機関等関連特別保険等事業の推移

(単位:億円)

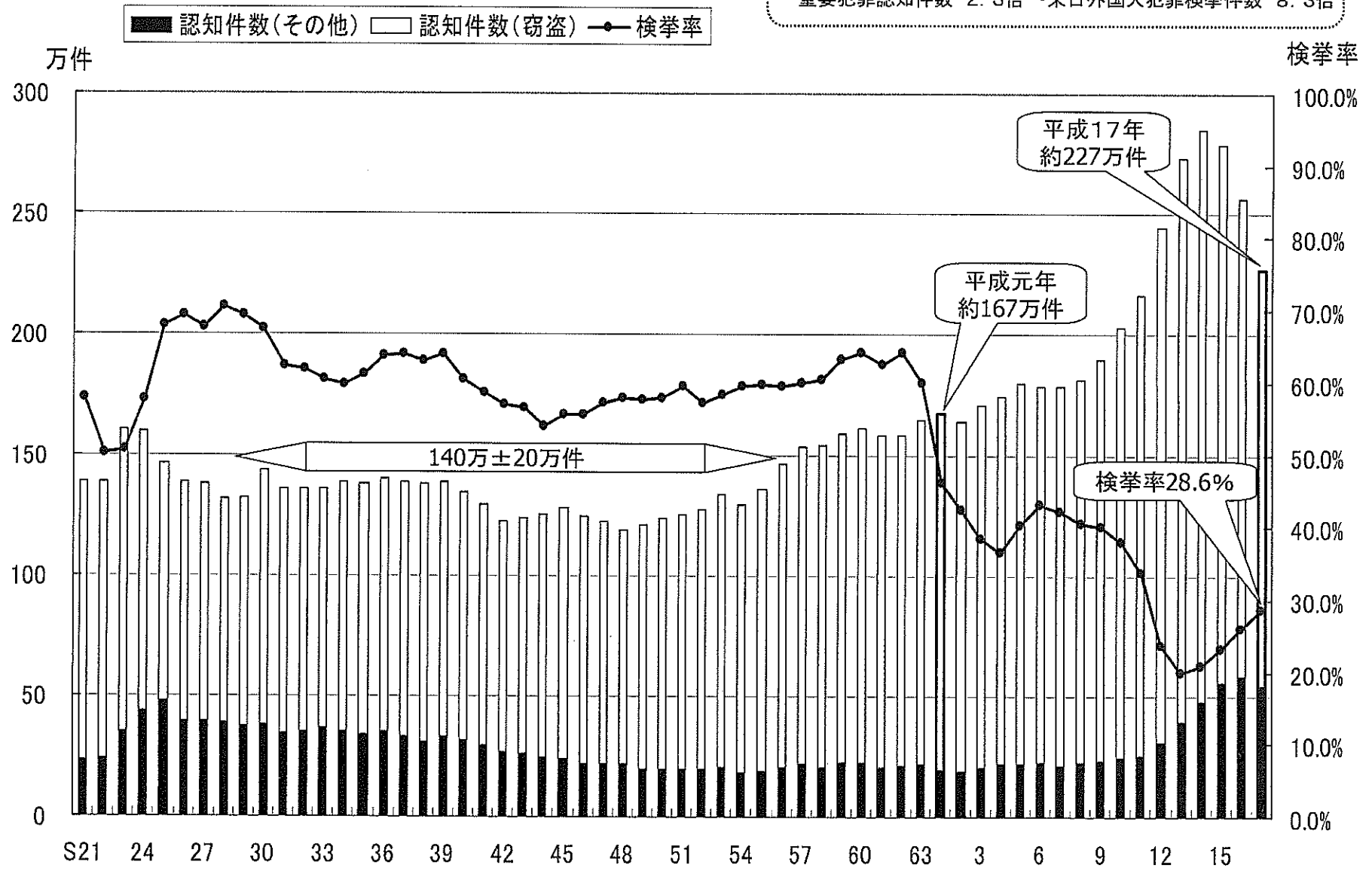
		1998(H10)	1999(H11)	2000(H12)	2001(H13)	2002(H14)	2003(H15)	2004(H16)	2005(H17)	2006(H18)
保険引受額	予 算	4,000	8,000	9,874	1,263	1,263	1,263	660	660	660
	実 績	37	231	43	22	4	12	3	3	-

(注) 1999(H11)年6月まで: 中小企業信用保険公庫  
 2004(H16)年6月まで: 中小企業総合事業団  
 2004(H16)年7月以降: 中小企業金融公庫

(出典) 中小企業金融公庫資料

### 刑法犯の認知・検挙状況の推移(昭和21～平成17年)

平成元年と17年との比較  
 ・刑法犯認知件数 1.4倍  
 ・重要犯罪認知件数 2.3倍  
 ・受刑者数 1.6倍  
 ・来日外国人犯罪検挙件数 8.3倍



# 主な予算上の課題

